						į	担う役	设割 <i>σ</i>)方針						*	2025年	の病尿	数の方	針	
医療機関名	今後、担うべき役割 (プランより抜粋)	ts A	Š	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	(地域医療支援病院)その他	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	(無回答含む)休棟・廃止等	介護保険施設等へ移行
津島市民病院	・小児、周産期、災害などの不採算・特殊部門地域の情勢・需要、病院の状況などを考慮しら、公立病院として期待される機能について、な限り維持します。 ・海部医療圏における二次救急病院として、療に確実に対応します。 ・手術、がん治療など、専門性の高い医療をます。	ンなが 、可能 救急医)	0	0		0	0		0				440	(0)	(294)	(95)	(0)	(51)	(0)
あま市民病院		現在調整中																		
愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	・高度医療センターとして、救急医療、高度専療を中心とした急性期医療を提供する。 ・海部医療圏の基幹病院として、5疾病・5事在宅医療(へき地を除く)に確実に対応する。 ・地域医療を支える中核病院として、地域連携かりつけ医の支援等を推進する。	薬業及び)	0	0	0	0	0		0	0		0	534	187	347	0	0	0	0

〇:愛知県地域保健医療計画(別表)に記載のある医療機関

◎:愛知県地域保健医療計画(別表)及びプランに記載のある医療機関

その他の(民間)医療機関の担う役割を踏まえて、最終的に決定する。

※「2025年の病床数の方針」欄が()で記載されている医療機関は、平成29年度病床機能報告において、該当欄が任意項目のため、未記入となっていることから、必須項目である「6年が経過した日(2023年)における病床の機能の予定」を参考に記入。

本県における5疾病5事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準について

○ 5疾病5事業及び在宅医療等の役割を担っているか否かの判断基準については、原則として「愛知県 地域保健医療計画 別表」に記載される基準に準ずることとする。

7.1	R健医療計画 別表」に記載され 区分	別表掲載基準
がん	がん診療連携拠点病院	緩和ケアチーム、相談支援センターなどの設置等が義務づけ
	○ 県がん診療連携拠点病院、 ○	されている、厚生労働大臣が指定する病院で及び厚生労働大臣
	地域がん診療連携拠点病	が指定する病院以外で、国の指定要件を満たす高度ながん医療
	院、がん診療拠点病院	を提供する病院で県が指定している病院。
	がん医療を提供する病院	愛知県医療機能情報公表システム (平成29年度) において部位
		別に年間手術 10 件以上実施した病院。
脳卒中	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数7名以上(7人未満の場合は時間外対応医
		師が4名以上)かつ脳神経外科医師と神経内科医師の両方が在
		籍する病院。
	脳血管領域における治療病院	愛知県医療機能情報公表システム (平成 29 年度) において頭蓋
		内血腫除去術、脳動脈瘤頚部クリッピングまたは脳血管内手術
		を実施している病院。
	回復期リハビリテーション病	回復期リハビリテーション病棟の届出を行っている病院。
	棟の届出病院	(H29. 10. 1 現在)
	脳血管疾患等リハビリテーシ	愛知県医療機能情報公表システム (平成 29 年度) において脳血
	ョン料を算定している病院	管疾患等リハビリテーション料を算定している病院。
	(病棟届出なし)	
心血管	高度救命救急医療機関	救急対応専門医師数 7 名以上(7 人未満の場合は時間外対応医
疾患		師が4名以上)かつ循環器科医師と心臓血管外科医師の両方が
		在籍する病院。
	循環器系領域における治療病	愛知県医療機能情報公表システム (平成 29 年度) において経皮
	院	的冠動脈ステント留置術または経皮的冠動脈形成術を実施し
		ている病院。
	心大血管疾患リハビリテーシ	愛知県医療機能情報公表システム (平成29年度) において心大
	ョン実施病院	血管疾患リハビリテーション料を算定している病院。
精神疾	多様な精神疾患等に対して専	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査(平
患	門的治療を実施している精神	成29年6月実施)に対する各医療機関の回答に基づくもの。
	病床のある病院	「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・
		生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこ
	7 125 h. which it the factor (1)	と」とした。
	多様な精神疾患等に対して専	精神疾患に関する愛知県医療機関医療機能アンケート調査 (平
	門的治療を実施している精神 科外来のある病院	成29年6月実施)に対する各医療機関の回答に基づくもの。 「専門的治療」とは、「初期治療だけでなく症状や家族関係・
	科外 米のめる 物	生活歴を踏まえ、高度な精神療法、環境調整・投薬等を行うこ
		生品配を増まれ、同及な相性療法、環境調整・技楽寺を11 リニートトトレた。
救急医	初期救急医療体制	と」とした。 休日、夜間において、外来の救急患者への医療を提供する体制
救忌医療	700別以心区(京)中间	14日、役間において、外来の教忌思者への医療を旋浜する体制 で休日夜間診療所又は在宅当番医制による医療提供体制。
7/京	第2次救急医療体制	文学 は 1 次 教 会 医療 を 担う 医療機関 からの 要請に 応え、
	第 2 次 次 念 区 原 体 问	入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制で
	第3次救急医療体制	第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部
	37.0 0/3次心区2次 径间	損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24 時間
		体制で高度な医療を総合的に提供する体制。
		救命救急センター
		3X HL3X/EV C × 7

区分		別表掲載基準							
災害医	災害拠点病院	重症患者の救命医療を担う高度な診療機能、受け入れ機能、広							
療		域搬送機能、自己完結型の医療チームの派遣機能、医療資器材							
		の貸出機能を有するほか、機能性の高い自家発電装置や衛星電							
		話等の充実した通信機器等を保有し、災害時において医療を継							
		続して提供するための拠点となる病院。							
周産期	分娩を実施している医療機関	地域の診療所、病院又は助産所。							
医療	健診のみを実施している医療 機関	地域の診療所、病院または助産所。							
	地域周産期母子医療センター	ハイリスク分娩等の重篤患者に対し、周産期に係る比較的高度							
		な医療を提供する医療機関で都道府県が認定したもの。							
	総合周産期母子医療センター	合併症妊婦、胎児・新生児異常等母体又は児におけるリスクの							
		高い妊婦に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療や、							
		産科合併症以外の合併症を有する母体への医療など再重篤患							
		者に対し医療を提供する医療機関で、都道府県が指定したも							
		<i>の</i> 。							
小児救	地域の小児基幹病院	救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び							
急医療		小児医療を 24 時間体制で提供する病院。							
	県の小児救急中核病院	小児救命救急センター、県の要請により PICU を設置している							
		病院。							
へき地	へき地診療所	人口 1,000 人以上の無医地区等において、住民の医療確保のた							
医療		め市町村等が開設する診療所。							
	へき地医療拠点病院	無医地区における巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣な							
		どを行う病院。							
在宅医療		在宅療養支援病院・診療所。(※)							
その他	地域医療支援病院	かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、2次医療圏単位で							
		地域医療の充実を図る病院として、医療法第4条の規定に基づ							
		き都道府県知事が地域医療支援病院として承認した病院。							
		【参考】「医療計画について(平成29年3月31日厚生労働省医政							
		局長通知)」において、医療計画における整備目標として、必ず記							
		載しなければならない事項として具体的に明記されている。							

※ 在宅医療の分野で別表に記載されている医療機関は、現行計画では「医療法施行規則第1条の14第7項 第1号に該当する医療機関」であるが、平成30年7月23日開催の愛知県医療審議会医療体制部会におい て、在宅医療を行う医療機関として記載する際の判断基準は、「在宅療養支援病院・診療所」とすることと された。